

令和2年6月16日

保育園等に在籍する児童の保護者の皆様へ

新宿区子ども家庭部  
保育課長 加藤 知尚  
保育指導課長 高橋 美由紀

## 7月以降の保育園等の運営方針について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応については、6月30日（火）までの間の登園自粛等に多大なるご協力をいただいております、ありがとうございます。

区では、6月は「コロナ警戒期間」、7月から「新しい日常（新しい生活様式の本格実施）」と位置付けています。そのため、7月以降は、原則として通常どおり保育園等を運営することとします。これに伴い、これまで実施してきた全額・半額・1/4の保育料減額は終了します。

なお、本方針は6月16日現在のものであり、今後の国・東京都の方針や感染状況を踏まえ、急遽対応が変更となる場合があります。その場合は、改めてお知らせいたします。

※ お子様の感染予防の観点から、勤務先が事業を縮小している場合などで可能な場合には、令和2年8月31日まで、ご家庭における保育に引続きご協力ください。この場合の保育料については、登園日数に応じた日割り計算を行います。また、登園時刻の変更や保育時間の短縮にも引続きご協力をお願いいたします。

なお、月額での延長保育の利用承認を受けている方の延長保育料の取扱いについては、別途園からお知らせします。

<区ホームページ>



[問合せ先]

・ 区立園に在園している場合

保育課入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

・ 私立園、その他の施設に在園している場合

保育指導課支援係 TEL 03-5273-4318

FAX 03-3209-2795

(FAX番号両課共通)